

## 第19回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年11月28日(金)  
開 会 午後2時00分  
閉 会 午後3時21分
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について  
議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について  
議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
4. 報告事項  
報告事項  
(1) 農地法第5条の規定による届出について  
(2) 農地法第4条の規定による届出について
5. 出席委員(28人)  
会長 15番 引地 長一  
農業委員 1番 板橋 英昭      2番 入間川 康弘      3番 松浦 朋子  
            4番 大友 政基      5番 遠藤 勝典      7番 佐伯 美和  
            8番 渡邊 正明      9番 阿部 芳昭      10番 相澤 喜美  
           11番 松浦 岩男      12番 入間川 昭一      13番 佐藤 勝浩  
           14番 大内 繁徳  
欠席委員 6番 昆布谷 功治  
推進委員 1番 大内 伸一      2番 山路 康則      4番 齋 重昭  
            5番 長田 満      6番 渡邊 定信      7番 墨繪 広之  
            8番 引地 恒裕      9番 武田 由美子      10番 浅井 照久  
           11番 松浦 正博      12番 松浦 崇      13番 西山 剛  
           14番 相澤 早苗      15番 川村 吉則  
欠席推進委員 3番 菅野 弘一
6. 事務局出席職員  
事務局長 仙石 明光      事務局長補佐 渡邊 広美      主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

## 第19回名取市農業委員会総会議事録

### 【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第19回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員14名、計28名出席です。よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

### 【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

#### ◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

12番 入間川 昭一 委員      1番 板橋 英昭 委員

#### ◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。佐伯美和代表委員、説明をお願いします。

○ 2班代表委員（佐伯美和委員）

第2班代表委員の佐伯美和です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年11月28日提出。

番号1、大字・字・地番は、閑上字新狐島22番、地目は登記現況ともに畑、登記面積は238㎡です。転用目的は駐車場。貸付人・借受人の住所・氏名に关しましては議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要、賃借権設定。

期間は、許可日より2年間。転用目的は駐車場。賃料は1㎡当たり141円、月額33,700円です。

なお、追認事案として顛末書の提出を受けています。

議案第1号1番から3番につきましては、11月25日の担任委員会で現地調査を行い、借受人等より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の3ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の1ページ、2ページをご覧ください。

申請地は、名取市消防署閑上出張所の南東、主要地方道塩釜亘理線沿いに位置し、農業振興地域の農用地区域外、第3種農地となります。

借受人は、長野市に本社を置き、東京や関東で貨物運送業、バス運送業、タクシー事業を営んでおり、今回、仙台市太白区東中田に出張所を設けており、貨物輸送の車両を駐車する場所を5km圏内で探していたところ、適地であったことから申請に至ったものです。

申請地は県道沿いで、宅地と隣接し、東側の農地から2mほど高くなっており、隣接する宅地と一体として従業員駐車場5台、大型トラック3台、中型トラック3台の駐車場として利用するものです。

駐車場は、盛土をせず砕石を敷き、転圧を行うこととし、農業用排水からの取水排水はありません。雨水は自然浸透とし、汚水は発生しないものです。

なお、周辺農地より2mほど高くなっていることから、北側農地境界にあるコンクリート擁壁の改修や土砂流出対策、油、オイル漏れの発生防止について対応するようお願いしました。さらに南側には既存の住宅があるため、運行時間や排ガスの影響が発生しないよう、近隣住民に充分説明するよう併せてお願いしました。

また、申請にあたり、現地は既に砂利などを含む土砂で整地されており、転用手続き遺漏が判明しています。

今回の件につきましては、申請人が相続で取得した土地ではあるものの、顛末書が提出されていることから、追認はやむを得ないと考えるところです。

今後は、農地転用に際して、農地法を遵守するように指導注意しました。

番号2、大字・字・地番、愛島笠島字西南沢93番1、同じく94番1、地目は登記畑及び田、現況は共に雑種地。登記面積は2,174㎡、451㎡、計2,625㎡。

転用目的は仮設工事事務所、資材置場（一時転用）。貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定。令和8年2月1日より1年2カ月間。川内沢ダム本体工事に伴う現場事務所と資材置場、駐車場56台分。賃料は1㎡あたり28円、月額75,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の4ページ、審査内容については、担任委員会資料の3ページ、4ページをご覧ください。

申請地は、愛島小学校から1,160mほど北西で市道笠島川内線南側に位置し、農業振興地域の農用地区域となります。

借受人は、川内沢ダム建設工事を請け負う建設業者であり、建設にあたり近隣に仮設工事事務所と資材置場を継続設置するため、今回の一時転用の申請に至ったものです。

今回の申請地は、令和4年12月の第20回総会を経て、令和5年2月1日付け宮城県指令第472号にて、3年間の一時転用として農地法第5条の許可を受けております。

再申請に至った経緯としては、川内沢ダム本体工事の工期延伸に伴うものです。

また、現地を確認したところ、適正に転用及び管理されておりました。

番号3、大字・字・地番、牛野字柿沼15番1。地目は登記現況ともに田、登記面積は1,329㎡のうち1.16㎡。

転用目的は営農型発電設備（一時転用）。貸付人・借受人の住所・氏名に关しましては、議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定。期間は令和8年1月10日より3年間。転用面積は、鉄骨柱31本分（1本あたり0.0376㎡）で農地法第5条許可（令和4年12月20日宮城県（仙振）指令第420号）を継続。賃料は1㎡あたり287円、月額333円です。

位置図・公図につきましては、議案書の5ページ、審査内容については、担任委員会資料の5ページから7ページをご覧ください。

申請地は、まなウェルみやぎから630mほど北、市道牛野一本杉線及び市道牛野塚原線の交差点の南側に位置し、農業振興地域の農用地区域となります。

借受人は、市内で建設業や産業廃棄物処理業など多角的な業務を営んでおり、事業のひとつとして営農型発電設備の運営も行っており、既存の営農型発電設備の更新を行うため申請に至ったものです。

前回の一時転用申請が令和8年1月9日で満了することから、更新申請を行うものです。

また、現地を確認したところ、適正な営農と太陽光発電設備の管理が行われており、稲作の収穫量は、約8割程度とのことで条件を満たしております。

番号4、大字・字・地番、高館熊野堂字余方中34番6、地目は登記現況ともに畑、登記面積は1,556㎡。

転用目的は残土置き場、資材置場、譲渡人・譲受人の住所・氏名に关しましては、議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買。売買価格は1㎡あたり964円、総額1,500,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の6ページ、審査内容については、担任委員会資料の8ページ、9ページをご覧ください。

申請地は、タカラスタンド株式会社、仙台ショールームから630mほど東に位置し、農業振興地域外、第2種農地となります。

譲受人は、仙台市若林区で土木建設業、解体業を営んでおり、事業拡大により資材置場を探していたところ、交通アクセスの良いエリアの適地であったことから申請に至ったものです。

申請地は、残土置場、資材置場（主に足場資材）、重機置場として利用する予定で、盛土を行わず、砕石を敷き、転圧することとし、農業用排水からの取水排水はありません。雨水は既存の側溝に放流することとし、周辺農地には、土砂流出など影響が発生しないものと考えます。

なお、申請地の西側や北側にある、いぐねの手入れや南西角地のブロック塀の老朽化対策、残土置場の適正管理や区域内側溝の維持管理をお願いしました。

番号5、大字・字・地番、高館熊野堂字今成西27番、地目は登記田、現況畑、登記面積は2,813㎡。

転用目的は社員用駐車場として58台分。譲渡人・譲受人の住所・氏名に关しましては、議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買。売買価格は1㎡あたり1,244円、総額3,500,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の7ページ、審査内容については、担任委員会資料の10ページ、11ページをご覧ください。

申請地は、一級河川名取川の生出橋から150mほど南西、主要地方道仙台村田線西側に位置し、農業振興地域外、第2種農地となります。

譲受人は、県内4箇所で生コンクリートの製造販売及び資材販売を営んでおり、申請地近くに製造工場及び本社が立地している状況で事業敷地内が手狭となり、ダンプカー等の出入りも多く、危険が生じ従業員駐車場を別に確保する必要となったため、申請に至ったものです。

申請地は、盛土を行わず、碎石若しくはコンクリート再生材を敷き、整地することとし、農業用排水からの取水排水はありません。雨水は、既存のU字側溝に放流することとし、周辺農地には土砂流出など影響が発生しないものと考えます。

番号6、大字・字・地番、下増田字北原東146番3、地目は登記現況とも田、登記面積は349㎡。

転用目的は資材置場としてコンテナ、鉄かご置場。譲渡人・譲受人の住所・氏名に关しましては、議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買。売買価格は1㎡あたり1,187円、総額414,243円です。

続いて番号7、大字・字・地番、下増田字北原東146番1、地目は登記現況とも田、登記面積は325㎡。

転用目的は資材置場として砂、碎石置場。譲渡人・譲受人の住所・氏名に关しましては、議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買。売買価格は1㎡あたり1,187円、総額385,757円です。

位置図・公図につきましては、議案書の8ページ、9ページ、審査内容については、担任委員会資料の12ページから14ページをご覧ください。

申請地は、市道広浦北釜線の貞山運河に架かる北釜大橋から410mほど北西、市道北原東線北側に位置し、農業振興地域の農用地区域外、第2種農地となります。

譲受人は、市内で解体業や産業廃棄物収集運搬業、足場組立を営んでおり、資材置場が手狭となり、隣接地の休耕地が利便性や一体的な管理のしやすさで適地であったことから、申請に至ったものです。

既存の資材置場と同レベルに盛土を行い、碎石を敷き転圧することとし、農業用排水からの取水排水はありません。雨水は、南西方向に傾斜を設け、既存の資材置場の側溝に放流することとし、周辺農地には土砂流出など影響が発生しないものと考えます。

また、北及び東側には、境界から内側に単管パイプを設置し、高さ1.8mの防塵ネットで囲い、土砂の飛散や流出防止に努めることとしております。

なお、周辺農地へ被害が発生した場合は、適切に対処することとしております。

議案第1号につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の川村吉則委員に意見等について、お話ししていただきたいと思っております。

○ 農地利用最適化推進委員（川村吉則推進委員）

議案第1号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、駐車場への転用及び賃貸借であり、盛土をせず碎石を敷き、転圧を行うこととし、雨水も自然浸透とし、汚水は発生しないとのこと。農業用排水からの取水排水はありません。

しかし、申請地は周辺農地より2mほど高さがあり、土留の無い箇所や土留の劣化している箇所もあるため、土砂の流出防止対策や補強を行うようお願いしました。更には、油の流出防止や排ガス、騒音について、隣接住民に配慮するよう併せてお願いしました。

なお、申請の際転用手続き遺漏が判明し、申請人からは顛末書が提出されており、追認はやむを得ないと考えます。

2番は、仮設工事事務所及び資材置場への一時転用であり、借受人は川内沢ダム本体工事の請負業者であり、令和5年に農地法第5条の許可を受けております。

今回、川内沢ダム本体工事の工期延伸に伴い、仮設工事事務所等の継続設置が必要となったことから申請に至ったものです。

なお、現地を確認したところ、適正に転用及び管理されておりました。

3番は、営農型発電設備への一時転用であり、前回の一時転用期間が満了となることから更新申請を行うものです。

なお、現地を確認したところ、適正な営農と太陽光発電設備の管理が行われておりました。

4番は、残土置場及び資材置場への転用であり、盛土は行わず碎石を敷き、転圧を行います。農業用排水からの取水排水はなく、雨水は既存の敷地内側溝に放流することとします。

なお、いぐねの手入れやブロック塀の補修、残土の流出には注意するようお願いしました。

5番は、駐車場への転用であり、盛土は行わず碎石若しくはコンクリート再生材を敷き、整地を行います。農業用排水からの取水排水はなく、雨水は、既存のU字側溝に放流することとし、周辺農地には土砂流出など影響が発生しないものと考えます。

6番及び7番は、資材置場への転用であり、既存の資材置場と同レベルに盛土を行い、碎石を敷き転圧することとし、農業用排水からの取水排水はなく、雨水は南西方向に傾斜を設け、既存の資材置場の側溝に放流することとし、周辺農地には、土砂流出など影響が発生しないものと考えます。なお、北側及び東側に高さ1.8mの防

塵ネットで囲い、土砂の飛散流出の防止に努めるとのことです。

議案第1号については、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第1号の1番から7番まで両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第1号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案の通り決定いたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について議題といたします。佐伯美和代表委員説明をお願いいたします。

○ 2班代表委員（佐伯美和委員）

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年11月28日提出。

番号1、大字・字・地番、杉ヶ袋字大野35番20、地目は登記現況とも畑。登記面積は1,087㎡。転用目的は駐車場、資材置場。申請人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は、施設の概要。クレーン車2台の駐車場、転回・メンテナンススペース、事業用資材置場です。

11月25日の担任委員会で現地調査を行い、申請人より実情を聴取いたしました。位置図・公図につきましては、議案書の11ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の15ページ、16ページをご覧ください。

申請地は、毘沙門堂古墳から210mほど南、市道牛野杉ヶ袋線沿いに位置し、農業振興地域の農用地区域外、第2種農地となります。

申請人は、クレーン車両のレンタル業及びその車両の運転操作も請け負っており、現在、申請地の隣接地にそれらの対象車両を一時駐車しているため、所有農地が適地と判断し、クレーン車両の駐車場と資材置場として申請に至ったものです。

盛土を行わず、13t及25tクレーン車の駐車及びクレーンブームのメンテナン

スペースとして利用するもので、農業用排水からの取水排水はありません。雨水は自然浸透とし、メンテナンス等による洗車やオイル、油による汚水は発生しないとのことです。また、周辺農地には、土砂流出など影響が発生しないものと考えます。

議案第2号につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の川村吉則委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（川村吉則推進委員）

議案第2号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、駐車場及び資材置場への転用であり、盛土を行わず農業用排水からの取水排水はありません。雨水は自然浸透とし、メンテナンス等による洗車やオイル、油による汚水は発生しないとのことです。また、周辺農地には土砂流出など影響が発生しないものと考えます。

議案第2号については、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第2号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第2号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案の通り決定といたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

議案第3号に入る前に、議案と関連がありますので、私と遠藤勝典委員、相澤喜美委員、佐藤勝浩委員の退席をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

すみません。退席の前に、農地法3条の議案についてご覧のとおり15番までの案

件は、その殆どが今年の3月で手続き終了となった利用権設定の更新に伴うもので、利用権設定から農地法3条に移行した内容となっています。今後もこのような形で農地法3条による設定が増える見込みであります。今回から状況を鑑みて位置図・公図を省略し、担任委員会で申請に基づき現地及び航空写真の状況により、適正に農地が管理されていること確認いただいております。なお議案書には対象物件を1筆毎に掲載し、説明については時間の関係上、最初の大字・字地番を読み上げ、以下議案書のとおりと省略させていただきたく、皆様にはご了承お願いいたします。

○ 議長（引地長一会長）

はい、ありがとうございます。

それでは、第3号議案については、議長を大内繁徳会長職務代理にお願いしますので、宜しく願いいたします。

[引地長一会長退席]

[遠藤勝典委員退席]

[相澤喜美委員退席]

[佐藤勝浩委員退席]

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

それでは代わりまして、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について議題といたします。佐伯美和代表委員説明をお願いいたします。

○ 2班代表委員（佐伯美和委員）

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年11月28日提出。

11月25日の担任委員会で申請書類並びに航空写真で確認を行いました。

番号1、大字・字・地番、増田字大畔464番。地目は登記現況とも田、登記面積2,993㎡外20筆は議案書のとおり。合計46,113㎡。権利種別は使用貸借。

貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は0a、世帯員3人、労力人1人、備考として使用貸借権設定です。期間は令和8年1月1日より10年間です。後継者への使用貸借であり、新規就農者として、今後は水稻を中心に大豆を作付けする計画であります。

番号2、大字・字・地番、上余田字西田56番、地目は登記現況とも田、登記面積194㎡、外1筆合計413㎡。権利種別は売買。

譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は301a、世帯員2人、労力人2人、備考として売買です。

10aあたり1,000,000円、総額413,000円です。作業の効率化を図るための売買であります。

番号3、大字・字・地番、堀内字梅65番2。地目は登記現況ともに畑、登記面積820㎡。権利種別は売買。

譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は89a、世帯員6人、労力人3人、備考として売買です。

10aあたり300,000円、総額246,000円です。相続した農地の売却と経営規模拡大を図るための売買であります。

番号4、大字・字・地番、下余田字成田26番。地目は登記現況とも田、登記面積395㎡外2筆は議案書のとおり。合計1,028㎡。権利種別は賃貸借。

貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は361a、世帯員6人、労力人4人、備考として賃借権設定です。期間は許可決定後より10年間。賃料は10aあたり玄米30kg。高齢による経営規模縮小並びに経営規模拡大を図るための賃貸借であります。

5番から13番は、利用権設定等促進事業の期間が満了することに伴い、同じ方への賃貸借手続きを農地法第3条にて新規で行うものであります。

番号5、大字・字・地番、下余田字草倉田484番1。地目は登記現況とも田、登記面積989㎡外3筆は議案書のとおり。合計4,561㎡。権利種別は賃貸借。

貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は361a、世帯員6人、労力人4人、備考として賃借権設定です。期間は令和8年1月1日より10年間。賃料は10aあたり玄米30kg。利用権終了継続。

番号6、大字・字・地番、下増田字土手188番。地目は登記現況とも田、登記面積3,006㎡外2筆は議案書のとおり。合計8,645㎡。権利種別は賃貸借。

貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は637a、世帯員6人、労力人3人、備考として賃借権設定です。期間は令和8年1月1日より10年間。賃料は10aあたり玄米30kg。利用権終了継続。

番号7、大字・字・地番、杉ヶ袋字横手332番1。地目は登記現況とも田、登記面積7,925㎡。権利種別は賃貸借。

貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は370a、世帯員6人、労力人3人、備考として賃借権設定です。期間は令和8年4月1日より10年間。賃料は10aあたり玄米60kg。利用権終了継続。

番号8、大字・字・地番、下増田字女ヶ池254番3。地目は登記現況とも田、登記面積5,594㎡外1筆は議案書のとおり。合計10,536㎡。権利種別は賃貸借。

貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は370a、世帯員6人、労力人3人、備考として賃借権設定です。期間は令和8年4月1日より10年間。賃料は10aあたり玄米60kg。利用権終了継続。

番号9、大字・字・地番、下余田字成田631番。地目は登記現況とも田、登記面積818㎡外5筆は議案書のとおり。合計5,740㎡。権利種別は賃貸借。

貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は140a、世帯員3人、労力人3人、備考として賃借権設定です。期間は令和8年1月1日より5年間。賃料は10aあたり5,000円及び10,000円。利用権終了継続。

番号10、大字・字・地番、下余田字成田613番。地目は登記現況とも田、登記

面積2,042㎡外5筆は議案書のとおり。合計8,347㎡。権利種別は賃貸借。

貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は1,019a、世帯員2人、労力人2人、備考として賃借権設定です。期間は令和8年1月1日より5年間。賃料は10aあたり玄米40kg。利用権終了継続。

番号11、大字・字・地番、下余田字成田661番。地目は登記現況とも田、登記面積2,158㎡外5筆は議案書のとおり。合計9,646㎡。権利種別は賃貸借。

貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は874a、世帯員6人、労力人4人、備考として賃借権設定です。期間は令和8年1月1日より5年間。賃料は10aあたり玄米30kg。利用権終了継続。

番号12、大字・字・地番、下余田字草倉田420番1。地目は登記現況とも田、登記面積970㎡外2筆は議案書のとおり。合計2,902㎡。権利種別は賃貸借。

貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は183a、世帯員2人、労力人2人、備考として賃借権設定です。期間は令和8年1月1日より3年間。賃料は10aあたり玄米60kg。利用権終了継続。

番号13、大字・字・地番、下余田字草倉田426番1。地目は登記現況とも田、登記面積994㎡。権利種別は賃貸借。

貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は183a、世帯員2人、労力人2人、備考として賃借権設定です。期間は令和8年1月1日より3年間。賃料は10aあたり玄米60kg。利用権終了継続。

14番及び15番は、離農による農地の処分と経営規模拡大を図るための売買であります。

番号14、大字・字・地番、下余田字木戸807番1。地目は登記現況とも田、登記面積2,134㎡。権利種別は売買。

譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は92a、世帯員2人、労力人2人、備考で売買。10aあたり550,000円、総額1,200,000円

番号15、大字・字・地番、小塚原字大南255番7。地目は登記現況とも田、登記面積6,041㎡。権利種別は売買。

譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は7,215a、世帯員8人、労力人8人、売買。10aあたり300,000円、総額1,812,300円

議案第3号について、担任委員会資料の17ページ、18ページの農地法第3条の判断基準を満たしており、いずれも適切に管理されていることから、許可について問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の川村吉則委員に意見等についてお話ししていただきたいと思っております。

○ 農地利用最適化推進委員（川村吉則推進委員）

議案第3号について、担任委員会で申請書類並びに航空写真で確認を行いました。

1番は後継者への使用貸借であります。2番は作業効率の向上を図るための売買であります。3番は経営規模拡大による売買であります。4番は経営規模拡大による賃貸借であります。5番から13番については、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を結ぶものであります。14番及び15番は、経営規模拡大による売買であります。

いずれも、適切に管理されており、今後も同様と考えられます。

議案第3号の許可について、問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

ありがとうございました。ただいま両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

議案書14ページの9番中、10aあたり5,000円と10,000円があるが、区分けしている理由をお知らせ願いたい。

○ 2班代表委員（佐伯美和委員）

はい、下余田字成田631番、632番の2筆は芹を作付けのため10,000円で、外4筆は水稻作付のため5,000円としているようです。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

入間川委員宜しいでしょうか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

はい、わかりました。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

ほかにありませんか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

9番などの下余田成田囲いは、計画されているほ場整備区域内になっているのかどうか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

この場所は、早ければ来年からの工事着工予定としていたが、国の予算の関係で2～3年延期となるようではっきりしていない。ほ場整備を考慮しないであげているのでは。

○ 事務局（伊藤主査）

換地されるまではそのまま、換地後は何番が何番になったかにより面積の変動はありますが、引き続き紐づいていくものと捉えています。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

地元の案件なので発言しますが本来、計画では既に始まっているはずが予算の関係で工事着手が遅れており、今の状況では致し方ないと思われれます。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

設定期間が5年間なので丁度良いのでは、分かりました。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第3号1番から15番について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案の通り決定といたします。ここで議案第3号案件は終了となりますので議長を退任させていただきます。引地長一会長、遠藤勝典委員、相澤喜美委員、佐藤勝浩委員の着席をお願いします。

〔引地長一会長入室〕

〔遠藤勝典委員入室〕

〔相澤喜美委員入室〕

〔佐藤勝浩委員入室〕

《議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

では議長交代し、次に議案第4号農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について議題といたします。佐伯美和代表委員説明をお願いいたします。

○ 2班代表委員（佐伯美和委員）

議案第4号農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について。申請者より、下記のとおり事業計画変更承認申請があったので意見を求める。令和7年11月28日提出。

1 申請者の住所、氏名は議案書網掛けのとおりです。

2 転用事業変更の承認を受けようとする土地。土地の所在、愛島笠島字西南沢、地番、96番1、地目、登記現況とも田、面積519㎡。

3 変更しようとする事業計画の詳細、川内沢ダム本体工事に伴う事務所駐車場として使用していたが、工事の工期が延伸することになり、賃借権設定期間を変更したいとの申し出があったため、本申請をすることになったものです。なお、転用目的は変更なし。変更前の賃借権設定、令和6年6月1日より1年10カ月間。変更後の賃借権設定、令和6年6月1日より2年10カ月間

議案第4号につきましては、11月25日の担任委員会で、代理人より実情を聴取いたしました。位置図・公図につきましては、議案書の17ページをご覧ください。

今回の申請は、令和6年4月の第36回総会を経て、令和6年5月24日付け宮城県指令第99号にて、令和6年6月1日より1年10ヶ月の一時転用として農地法第5条の許可を受けております。

当初計画では、賃貸借設定期間は1年10ヶ月としていましたが、川内沢ダム本体工事の工期が延伸することに伴い、期間を2年10ヶ月に変更することから申請に至ったものです。

本申請は、一時転用であります。3年間の範囲内の変更であります。

議案第4号につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の川村吉則委員に意見等についてお話ししていただきたいと思っております。

○ 農地利用最適化推進委員（川村吉則推進委員）

議案第4号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

川内沢ダム本体工事の工期が一年延伸することに伴い、一時転用の期間の変更するものです。議案第4号については、申請内容に問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第4号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思っております。議案第4号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案の通り決定といたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対す

る意見決定について。申請者より、下記のとおり名取市地域計画変更の申出があったので意見を求める。令和7年11月28日提出。

番号1、大字・字・地番。閑上字新狐島22番。地目、登記・現況ともに畑。登記面積238㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、駐車場（令和7年11月、農地法第5条による許可。）

番号2、大字・字・地番。高館熊野堂字余方中34番6。地目、登記・現況ともに畑。登記面積1,556㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、残土置場・資材置場（令和7年11月、農地法第5条による許可。）

番号3、大字・字・地番。高館熊野堂字今成西27番。地目、登記・現況ともに田。登記面積2,813㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、駐車場（令和7年11月、農地法第5条による許可。）

番号4、大字・字・地番。下増田字北原東146番3。地目、登記・現況ともに田。登記面積349㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、資材置場（令和7年11月、農地法第5条による許可。）

番号5、大字・字・地番。下増田字北原東146番1。地目、登記・現況ともに田。登記面積325㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、資材置場（令和7年11月、農地法第5条による許可。）

番号6、大字・字・地番。杉ヶ袋字大野35番20。地目、登記・現況ともに畑。登記面積1,087㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、駐車場・資材置場（令和7年11月、農地法第4条による許可。）です。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決いたします。議案第5号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第5号は原案の通り決定といたします。

《議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（伊藤主査）

議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について。このことについて、令和7年10月30日付で宮城県農地中間管理機構から農用地利用集積等促進計画（案）について設定したので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第101号）第18条第3項の規定により、当該計画（案）について、農業委員会の意見を令和7年11月28日まで求められているので提案する。

1意見を求められている内容、次の「農用地利用集積等促進計画（案）」のとおり。令和7年11月28日提出。

農用地利用集積等促進計画（案）の概要

1 利用権を設定する土地、田3筆 5,361㎡、畑0筆、合計3筆 5,361㎡

2 利用権を設定する土地 ①利用権の種類 所有権移転2件、②対価の支払方法 買入支払方法は譲渡人の指定口座に所有権移転登記完了30日以内に振込む。

売渡支払方法 譲渡人の指定口座に公告日から30日以内に振込む

3 県買入公告年月日 令和8年1月20日

4 県売渡公告年月日 令和8年3月17日

5 詳細については 別紙のとおりです。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第6号について説明をいただきました。この案件について質問はありませんか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

所有権移転にかかる公社買入金額と売渡金額について金額が違うのは、手数料を差引いた関係なのか伺います。

○ 事務局（伊藤主査）

委員お見込みのとおり、登記などを含む手数料の関係であります。

○ 議長（引地長一会長）

入間川委員宜しいでしょうか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

はい、分かりました。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

中間管理機構の売買事業については、予算が無くなり8月中旬で締め切ったようですが、今回このように申請があるのは受付が再開されたものですか。また、今後の日程はどの様になっているのか教えて頂きたい。

○ 事務局（伊藤主査）

今回2件の案件は今年度の事業として締め切り前に受け付けられたものであり、来年度の受付については、中間管理機構の担当者より12月中には見通しを示したい

との話がありますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

これは8月中旬の締切り前の案件でしたか、10月30日の促進計画（案）や1月公告の日程なので、最近受付けのものかと思いました。わかりました。

○ 事務局（伊藤主査）

8月中の締切りの通知の前に受付けた案件が11月総会での確認と、手続きにかなりの時間が掛かっている状況であります。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

中間管理機構の手続きが6カ月もの期間を要しているのは如何なものかと感じる。売買当事者も次年度の準備作業に影響があるのではないか。もう少し時間短縮するよう中間管理機構へ要望するべきではないでしょうか。意見として言わせてもらいます。

○ 事務局（伊藤主査）

昨年の中間管理機構の説明会時から手続き日程については、各市町の出席者からも質疑、要望等はしていたところであり、これでも改善された状況です。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

はい、わかりました。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

中間管理機構の窓口であるJA営農センターでも時間がかかっているのでは、今後手続きは引き受けない等はっきりしないところがある。

○ 事務局（伊藤主査）

本来中間管理機構の窓口は市であるが、農業者の利便を考慮し、市からJAへ窓口を委託補助していたが、その補助金が減額となり、さらにJAの組織改革などもあり、JAとしても窓口業務が困難になっている状況です。現在は、ほんとの手続きの入口として担ってもらって、書類審査等は市の農林水産課経由で中間管理機構へ進達していると伺っています。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

はい、わかりました。

○ 議長（引地長一会長）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第6号について原案の通り承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第6号は原案の通り承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

○ 議長（引地長一会長）

次に報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について、（2）農地法第4条の規定による届出について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（2）について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありました。

報告事項（1）、から報告事項（2）については承認といたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔12月の農業委員会行事日程について説明した。〕

〔11月の農家相談、苦情等相談内容について報告した。〕

〔令和8年度名取市農作業標準料設定スケジュールについて説明した。〕

〔トラクターと乗用車の交通死亡事故があった件での注意喚起。〕

〔11月に実施の視察研修会精算書について説明した。〕

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

〔名取の農業情報交換会について説明した。〕

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。

ないようですので、これもちまして第19回農業委員会総会の一切を終了といたします。事務局お願いします。

【閉 会】

午後3時21分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和7年11月28日

名取市農業委員会  
議 長

引地 長一

署名委員1番

板橋 英昭

署名委員12番

八間川 昭一